

# 犯罪の防止に配慮した道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場の構造、設備等に関する指針

## 第1 通則

### 1 目的

この指針は、宮崎県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（平成17年宮崎県条例第67号）第15条第1項の規定に基づき、道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場（以下「道路等」という。）に関し、防犯上配慮すべき事項を定め、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する道路等の普及を図ることを目的とする。

### 2 基本的な考え方

- (1) この指針は、公共の場所として不特定かつ多数の者が利用する道路等を対象とする。
- (2) この指針は、道路等を設置し、又は管理する者（以下「道路等の管理者等」という。）が、道路等に関し、防犯性の向上に係る企画・設計及び施設整備上配慮すべき事項や具体的な手法等を示すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。
- (3) 道路等の管理者等は、この指針の適用に当たっては、一律的に適用するものではなく、関係法令、建設計画上の制約等を考慮するものとする。
- (4) 道路等の管理者等は、この指針に基づく施策の推進に当たっては、道路等における犯罪の発生状況、地域住民等の意見・要望等を考慮して、整備するよう努めるものとする。
- (5) この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

## 第2 配慮すべき事項

### 1 道路

- (1) 道路からの見通しを確保するため、
  - ア 工作物等（※1）を設置する場合には、設置箇所等を考慮する。
  - イ 植栽を実施する場合には、種類や配置を考慮するとともに、せん定等を適切に行う。
- (2) 道路照明灯を設置する場合は、沿道の状況（光害等）を考慮し、夜間において人の行動が視認できる程度の照度（※2）を確保する。

#### ※1 工作物等

道路上の立て看板や柵等をいう。

#### ※2 人の行動が視認できる程度の照度

4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度の照度（平均水平面照度（床面又は地面における平均照度をいう。）がおおむね3ルクス程度）をいう。

- (3) 防犯灯を設置し、又は管理する者に対し、沿道の状況（光害等）を考慮し、夜間において、人の行動が視認できる程度（※2）以上の照度を確保するように協力を求める。
- (4) 交通安全の観点も考慮し、必要に応じて、縁石や植栽、横断防止柵等を用いて、車道と歩道を分離する。
- (5) 地下道等、外部からの見通しが悪く、犯罪発生の危険性が高い道路に、防犯ベル等を設置し、又は管理する者に対し、法令等の範囲内で必要な指導や助言等を行う。

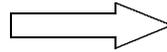
※植栽による歩道と車道の分離



## 2 公園

- (1) 植栽の種類や配置を考慮し、下枝のせん定等を行い、周辺からの見通しを確保する。

※ 植栽が茂り、周囲からの見通しが妨げられている公園



- (2) 遊具の選定や配置を考慮し、周辺からの見通しを確保する。
- (3) 多数の者が利用する公園については、周囲の状況を考慮し、必要に応じて、夜間において人の行動が視認できる程度（※2）以上の照度を確保する。
- (4) 防犯上必要と認める箇所には、防犯ベル（※3）等を設置することが望ましい。

### ※3 防犯ベル

犯罪の発生のおそれがある場合など非常の場合に、押しボタンを押すことにより、ベルが鳴ったり、赤色灯が点灯するなどの機能を有する装置をいう。

- (5) 公園内に便所を設置する場合は、次の事項に配慮する。
  - ア 園路又は道路から近い場所等周囲からの見通しが確保された場所に設置し、出入口については、2方向に設置する。
  - イ 建物の入口付近及び内部においては、人の顔及び行動が明確に識別できる程度以上の照度（※4）を確保する。

### ※4 人の顔及び行動が明確に識別できる程度以上の照度

10メートル先の人の顔、行動が明確に識別でき、誰であるか明確に分かる程度以上の照度（平均水平面照度がおおむね50ルクス以上）をいう。

### 3 自動車駐車場及び自転車駐車場

- (1) 駐車場の外周に、見通しの良いフェンス、柵等を設置して、周囲と区分する。
- (2) 駐車場の管理に当たっては、その規模等に応じて、以下のような防犯上の対策のうち、必要と考えられる措置を講ずる。
  - ア 管理者が常駐し、又は巡回する。
  - イ 死角をなくすためのミラーや防犯カメラを設置することが望ましい。
- (3) 駐車場においては、夜間において人の行動を視認できる程度（※2）以上の照度を確保する。
- (4) 自転車駐車場においては、盗難防止のため、チェーン用バーラック（※5）、サイクルラック（※6）等を設置することが望ましい。

#### ※5 チェーン用バーラック

駐車場に固定される金属製の棒（バー）をいい、これと自転車等をチェーン錠で結ぶことにより、自転車の盗難を防止することができる。



#### ※6 サイクルラック

自転車1台ごとのスペースが明確に区分されているラックをいう。



